

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

目次

◇告 示 字の区域の変更等(地方課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

◇公 告 行政書士試験の実施(地方課)

告 示

鳥取県告示第七百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から別図一に示す区域内の字の区域を変更し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び町の区域の新設は、平成元年七月十日からその効力を生ずる。

平成元年七月七日

鳥取県知事 西尾 邑次

新たに画する町
の名称

若葉台南七丁目

同上の区域の境界線
(一)平成元年五月一日現在の地番による。
(二)道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長又は二線の端を結ぶ直線とする。)

香取字小山谷西側三九一の六番と三九六の二二、三九六の二四、三九六の二三の各番が接する線

香取字小山谷一〇八の一、一〇八の一〇の各番と一〇八の三、一一〇の次一、一一〇の三、一一〇の四、一一一の三四、一一一の三五、一二三の五の各番が接する線

香取字小山谷堤下一二六の一番と一二六の二、一二六の五の各番が接する線

香取字小山谷三八五の四、三八五の三、三八八の二、三八五の七の各番と三八五の九、三八五の一、三八五の二、三八五の一〇、三八五の一三の各番が接する線

香取字元結西側三八一の一、三八一の四、三八一の一〇、三八二の二八の各番と三八一の一三、三八一の一五、三八一の一六、三八一の一七、三八二の三一、三八二の二三、三八一の五、三八一の八、三八一の六、三八二の二五の各番が接する線

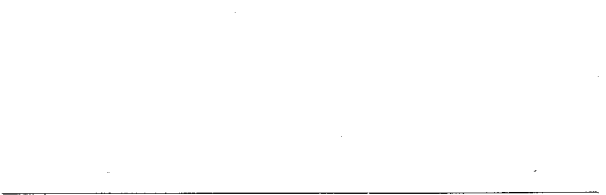
香取字小山谷三八七の九、三八八の一〇の各番と三八七の七、三八八の六の各番が接する線

香取字小山谷奥三八九の三四番と三八九の二〇番が接する線

香取字小山谷奥一四一の一三番と一四一の五番が接する線

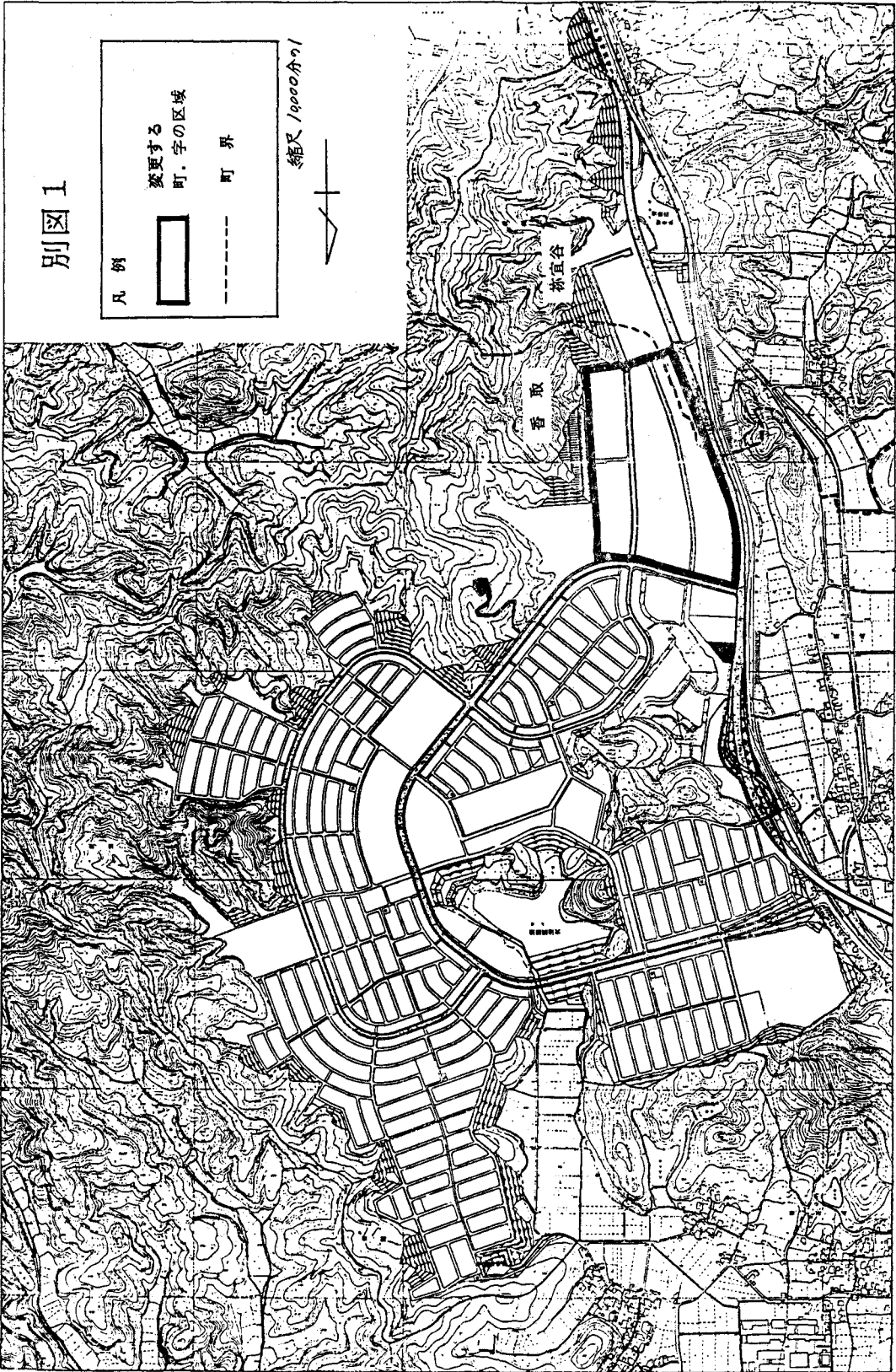
香取字小山谷奥三八九の三六番と三八九の二二番が接する線

香取字小山谷堤奥一四一の七、一四一の一七、一四一の二



○、一四〇の一一の各番と一四一の八、一四一の六、一四一の一、一四一の一四、一四〇の三の各番が接する線
香取字小山谷奥三八九の三七番と三八九の一番が接する線
香取字小山谷堤奥一三八の二七番と一三八の二番が接する線
香取字小山谷奥三八九の四〇番と三八九の六番が接する線
香取字小山谷堤奥一四六の三、一四六の二の各番と一四六の一番が接する線
香取字小山谷奥三九〇の三、三九〇の四の各番と三九〇の五番が接する線
祢宜谷字口矢中九五の五三、九五の五四、八七の三、八七の四、八七の五、八七の六の各番と九五の一五、八七の一、八七の二、八七、九五の五〇、九五の五一の各番が接する線
香取字於市谷東側三九七の六三、三九七の一六の各番と三九七の五九、三九七の六一、三九七の一六と接する水路、三九七の六二、三九七の六〇の各番が接する線

別図1



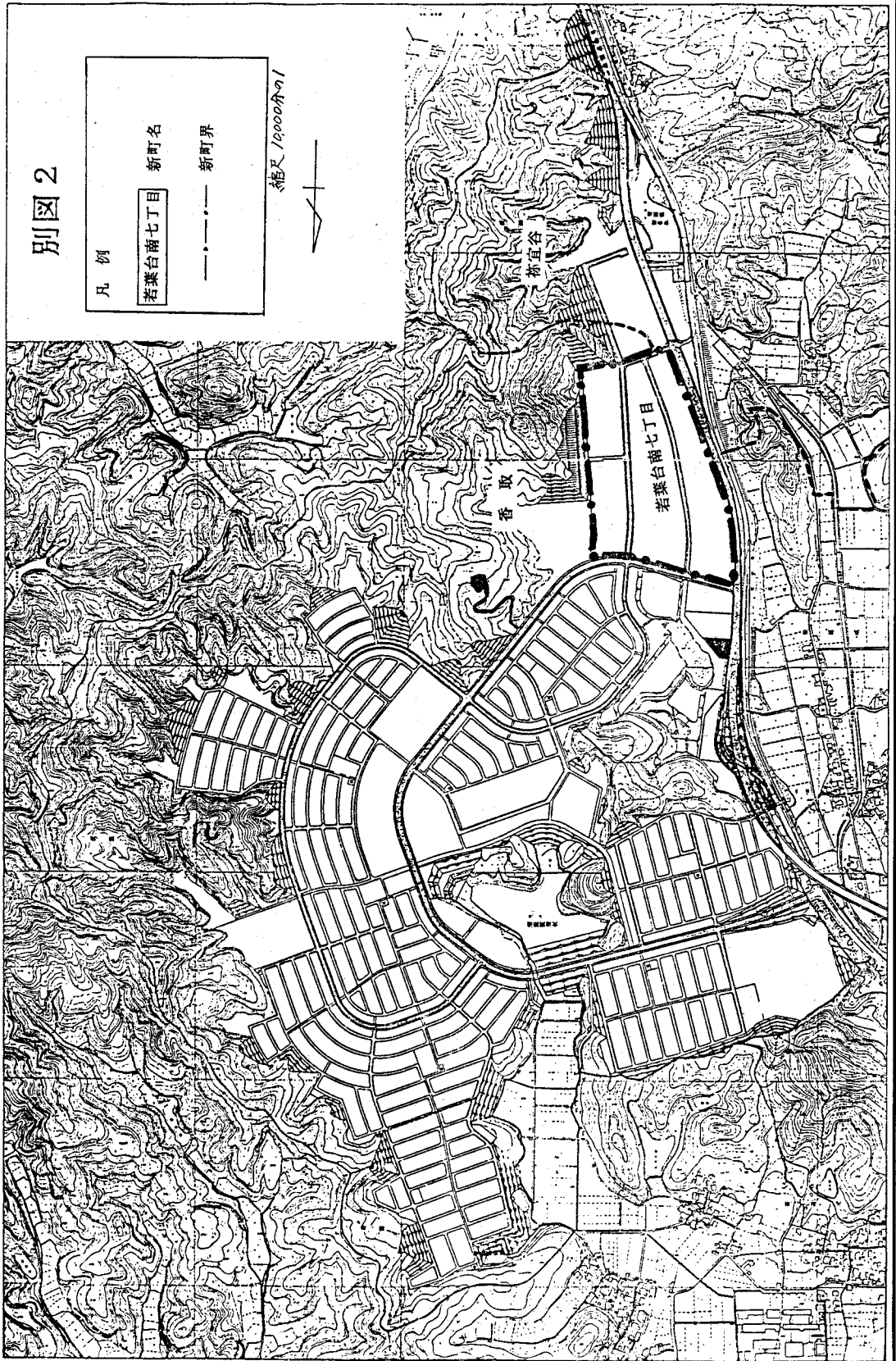
別図2

凡例

若葉台南七丁目 新町名

—— 新町界

縮尺 1/20000



鳥取県告示第七百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定に基つき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞ヶ関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 茂串 俊

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 福永昌徳

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

第一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成元年十二月三十日まで

第二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成二年三月三十一日まで
第三工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで
第四工区

第四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで
第五工区

第五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで
第六工区

第六工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで
第七工区

第七工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで
第八工区

第八工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

鳥取市香取字元結谷丸山並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字高畑、字穴田、字水堤、字大池平、字大休、字芋谷、字芋山、字摒覆平、字砥石場、字乳母谷、字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、字岩丸木平、字小寺谷、字寺谷、字大休ミ及び字摒覆谷の各全部並びに香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字宮ヶ鼻、字権現、字元結口、字元結堤ノ下、字元結、字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、字元結堤下及び字元結堤下夕、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、字長谷、字山建平、字山立平、字芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立口、字奥山立、字狸谷、字奥山立平、字治郎谷、字獻上谷、字犬聲谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越

谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字私都谷、紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第一工区

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現、字宮ヶ鼻、字袋谷及び字元結谷丸山の各一部

第二工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結深谷及び字元結口の各一部

第三工区

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字元結谷並びに生山字長谷の各一部

第四工区

鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字塀覆平、字塀覆谷及び字大堤の各全部並びに同町字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字献上谷、字本谷口、字大聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字大休、並びに香取字袋谷及び字元結口の各一部

第五工区

鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部並びに同町字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休、字蝦谷、字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥

立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部

第六工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷、生山字蔦蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第七工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結及び字元結深谷の各一部

第八工区

鳥取市香取字袋谷口、字小山谷及び字元結西側の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成元年七月四日

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成元年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

平成元年7月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成元年10月22日（日）午後1時30分から午後5時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

(1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。

(2) 一般常識

(3) 論述（800字）

4 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験手続

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において、平成元年8月1日（火）から交付する。

鳥取県総務部地方課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東蔵城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市権町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部地方課（郵便番号680）あてに請求すること。その場合、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込みの受付の期間及び時間

ア 期間

平成元年9月1日（金）から同月20日（水）までとする。

なお、郵送の場合は、平成元年9月20日（水）の消印があるものまで受け付ける。

<p>1 時間</p> <p>平日 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで 土曜日 午前 8 時30分から午後 0 時30分まで</p> <p>(3) 受験申込みの受付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部地方課 (鳥取県庁本庁舎 3階)</p> <p>(4) 提出書類 受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて提出すること。 なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書すること。 ア 履歴書 (市販のもの) イ 受験資格を有することを証明する書類 (卒業証明書等) ウ 写真 (受験申込前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの) (5) 受験手数料及びその納付方法 ア 受験手数料 5,000円 イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。 (6) 受験票の交付 受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。 (7) 問い合わせ先 鳥取県総務部地方課行政係 (電話0857—26—7056)</p> <p>6 合格者の発表 (1) 時期</p>	<p>平成 2 年 1 月 第 3 週</p> <p>(2) 方法 鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。</p> <p>7 合格証の交付 合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。</p>
---	---